

（宛先）松山市監査委員

松山市教育長 前田 昌一

令和 5 年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和 5 年 11 月 10 日付松監第 66 号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 学習施設課	所管課等長氏名 栗原 英弥
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>（４）小学校、中学校</b>  <b>・消防計画作成（変更）届出書の提出について</b>                  防火管理者が変更した場合は、防火管理者選任（解任）届出書及び消防計画作成（変更）届出書を所轄の消防署長に提出する必要があるが、消防計画作成（変更）届出書の提出がされていない状況が見受けられた。提出されていない理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適切な事務手続を徹底されたい。                  [浅海小学校]</p> <p><b>・「学校における漏水防止マニュアル」の遵守について</b>                  「学校における漏水防止マニュアル」において、「プール注水バルブの開閉簿」（以下「開閉簿」という。）を作成し、注水バルブ開閉日時及び開閉者の氏名を記録することとなっているが、開閉簿が作成されていない状況が見受けられた。開閉簿が作成されていない理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、漏水防止を徹底するためにも「学校における漏水防止マニュアル」に基づき適正な管理を徹底されたい。                  [たちばな小学校・北条北中学校]</p> <p><b>・工作物及び機器等の安全点検について</b>                  学校における事故防止については、令和 3 年 5 月 25 日付け 3 施企第 4 号文部科学省等か</p>	<p><b>（４）小学校、中学校</b>  <b>・消防計画作成（変更）届出書の提出について</b>                  当該校は、防火管理者が変更した場合、「防火管理者選任（解任）届出書」のみの提出で良い、との認識であったことから、未提出となっていました。                  そこで、当該校に対し「消防計画作成（変更）届出書」を作成するよう指導し、同校が本届出書を本市消防局へ提出したことを確認しました。                  なお、今回の指摘事項について、令和 5 年 11 月 1 日付 5 松（教施）第 202 号「令和 5 年度 松山市監査委員事務局による定期監査の指摘事項について」で全小中学校へ通知し、マニュアル等に基づく、学校施設の適正管理を指導しました。</p> <p><b>・「学校における漏水防止マニュアル」の遵守について</b>                  当該校は、学校管理者及びプール注水バルブの開閉を主に行う体育任教諭等が、「開閉簿」の作成の必要性を認識していなかったことから、未作成となっていました。                  そこで、当該校に対し「学校における漏水防止マニュアル」を再確認し、マニュアルに基づき確実に業務を遂行するよう指導するとともに、「開閉簿」を作成したことを確認しました。                  なお、今回の指摘事項について、令和 5 年 11 月 1 日付 5 松（教施）第 202 号「令和 5 年度 松山市監査委員事務局による定期監査の指摘事項について」で全小中学校へ通知し、マニュアル等に基づく、学校施設の適正管理を指導しました。</p> <p><b>・工作物及び機器等の安全点検について</b>                  当該校は、石碑等の日常的な安全点検を実</p>

らの通知「学校環境における工作物及び機器等の安全点検について（依頼）」において、点検の対象外となっているものがないか確認し、不足している項目を安全点検表に追加することとされている。

点検場所ごとに安全点検表が作成されていたが、石碑等が設置してある場所については作成されていなかった。石碑等の安全確認は日常的に実施しているとのことであったが、安全点検表が作成されていなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、倒壊や落下等による重大な事故の未然防止のためにも、把握漏れのない安全点検表の作成を徹底されたい。

[生石小学校]

### むすび

#### 「学校における漏水防止マニュアル」の遵守について

「学校における漏水防止マニュアル」については、平成 23 年度に学校プール水道水流出事故が発生した際に、再発防止に向け教育委員会が策定したもので、漏水防止管理体制や具体的なチェック及び記録方法が定められているが、一部の学校においてマニュアルに沿った運用が行われていない状況が見受けられた。

これについては、過去にも同様の指摘をしているところであるが、徹底されていないことから、所管部署においては、マニュアルの遵守を指導されたい。

施しているものの、点検表の作成を失念したことから、未作成となっていました。

そこで、当該校に対し、石碑等の点検表を作成するよう指導し、これを用いて点検していることを確認しました。

なお、今回の指摘事項について、令和 5 年 11 月 1 日付 5 松（教施）第 202 号「令和 5 年度 松山市監査委員事務局による定期監査の指摘事項について」で全小中学校へ通知し、マニュアル等に基づく、学校施設の適正管理を指導しました。

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前田 昌一

令和 5 年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和 5 年 11 月 10 日付松監第 66 号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 地域学習振興課	所管課等長氏名 西口 力生
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(2) 公民館</b></p> <p>・ <b>備品の適正管理について</b>                  備品の管理状況について抽出で調査を行ったところ、備品シールを貼付していないものが一部見受けられた。備品の管理状況について再度確認を行い、適正管理ができていなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、備品の適正な管理を徹底されたい。                  [桑原公民館]</p> <p>・ <b>記録媒体等管理台帳の適正な整備について</b>                  保有する SD カードについて記録媒体等管理台帳に記載していない状況が一部見受けられた。記録媒体等の整備状況について再度確認を行い、記録媒体等管理台帳に記載できていなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、記録媒体等の適正な整備を徹底されたい。                  [八坂公民館]</p> <p><b>むすび</b>  <b>記録媒体等管理台帳の適正な整備について</b>                  松山市情報システム管理運営要綱において、保有する記録媒体等について記録媒体等管理台帳を整備し、適正に管理しなければならないと定められているが、SD カードを記録媒体等管理台帳に記載していない状況が一部見受けられた。                  これについては、過去にも同様の指摘をしているところであるが、徹底されていないことから、所管部署においては、適正に整備するよう指導されたい。</p>	<p><b>(2) 公民館</b></p> <p>・ <b>備品の適正管理について</b>                  適正管理ができていなかった理由は、公民館主事の認識誤りにより、該当備品が把握できていれば、備品シールの貼付は不要と認識していた。                  改善に向けた取組として、指摘後に全 41 館の全ての備品を職員 2 名による再確認を実施し、適正管理の徹底を行った。</p> <p>・ <b>記録媒体等管理台帳の適正な整備について</b>                  記録媒体等管理台帳への記載漏れの理由については、公民館主事の確認不足により、平成 24 年に購入したビデオカメラに、SD カードが附属されていることを見落としていた。                  改善に向けた取組として、指摘後にシステム管理課と協議し、記録媒体等管理台帳の掲載内容の再確認を行った。また、全 41 館全ての記録媒体等を職員 2 名により、台帳への記載漏れがないか確認を実施し、適正管理の徹底を行った。</p>